

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正に関するパブリックコメント
の実施結果について

衛生検査課

1 意見募集期間

令和6年8月21日（水）から9月20日（金）まで

2 意見提出者

（1）意見提出者数 2人

（2）意見提出件数 3件

（3）意見の内訳

No.	項目	件数（件）
1	第8条第3号（飼い主の遵守事項）	2
2	その他	1
合計		3

3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

なお、取りまとめの都合上、提出された意見は一部要約しています。

（1）意見等の概要及び意見等に対する市の考え方

別紙のとおり

（2）意見等の採択により改正した箇所の有・無

無

4 パブリックコメントの実施概要・資料

下記 URL または QR コードより市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kenko/eiseikensa/gyomu/6/41416.html>



No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	頭数の届出を義務付けてほしい。他自治体では 10 頭以上を設定しているが、もう少し少ない設定がよい。 アニマルホーダーは、高齢や障害などに関わりが深いので、各部との連携が必要だと思う。 不適切な飼育の早期発見のためにも、頭数の届出を義務化してほしい。 相模原市では、犬・猫 6 頭以上の飼育に届出を義務付ける改正条例案を提出した。	飼い主の飼養事情や環境で適正に飼える動物の頭数は異なると考えられるため、適正に飼養又は保管できる範囲を超えないこととしており、頭数による届出の義務付けについては定めておりません。 今後、多頭飼育による問題を未然に防ぐためにも、飼い主の遵守事項について市民の皆様へ周知啓発を図るとともに、多頭飼育と関連のある部門との連携を強化するよう努めてまいります。
2	動物問題の原因を作っているのは人間である。命を粗末にする、命を商品化する、どれも人間社会に起こっていることそのものである。人間の教育が必要なので、教育機関と連携し覚悟をもって取り組んでほしい。 「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害」とあるが、実際に侵害されているのは動物の方ばかりで、このままでは「市民の動物愛護の精神の高揚を図る」のは難しいと思う。 「してはいけないからしない」「罰せられるからしない」ではなく「したくないからしない」「嫌だからしない」人間を育てるのは難しいのか。 動物虐待を目にする度に心が痛む。愛情と責任をもって共に生きているので、皆様どうかいのちを守ってください。	いただいたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。